

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	妊婦のための支援給付および妊婦等包括相談支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、妊婦のための支援給付および妊婦等包括相談支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付および妊婦等包括相談支援事業に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)に基づき、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付」と児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する「妊婦等包括相談支援事業」を組み合わせることにより、妊婦等に対して経済的支援と伴走型支援を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦のための支援給付および妊婦等包括相談支援事業台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 70の項、127の項、135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条、第68条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表95の項、155の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項、95の項、125の項、155の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康・医療連携課
②所属長の役職名	健康・医療連携課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 健康・医療連携課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 健康・医療連携課 072-939-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	セキュリティの研修を受講し、ガイドラインの留意事項等を遵守し業務を遂行している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	妊婦のための支援給付事務	妊婦のための支援給付および妊婦等包括相談支援事業	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき、認定された妊婦に対し、妊婦のための支援給付を支給するための対象者の資格管理、支払管理、統計処理等を行う。	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)に基づき、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付」と児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する「妊婦等包括相談支援事業」を組み合わせることで、妊婦等に対して経済的支援と伴走型支援を行う。	事後	
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	妊婦のための支援給付台帳	妊婦のための支援給付および妊婦等包括相談支援事業台帳	事後	
	I 関連情報 3. 個人情報の利用	(法令上の根拠) 番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	(法令上の根拠) 番号法第9条第1項 別表70の項、127の項、135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条、第68条、第74条	事後	
	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施の有無 実施しない ②法令上の根拠 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表160の項	①実施の有無 実施する ②(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表95の項、155の項(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項、95の項、125の項、155の項、160の項、161の項	事後	
	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	3) 1万人以上10万人未満 令和7年4月1日	2) 1,000人以上1万人未満 令和8年1月1日	事後	
	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイルの取扱者数は何人か いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年1月1日	事後	